

「国際共同シンポジウム」

日時：平成 25 年 7 月 3 日（水）10 時 30 分～17 時 30 分

場所：三田共用会議所

主催：内閣府食品安全委員会

参加者：一般参加者 358 名、報道 19 社

プログラム：

◆開会

◇開会の挨拶：食品安全委員会 熊谷 進委員長

◇祝辞： 内閣府 亀岡 偉民 大臣政務官

◆講演

◇午前の部「食品健康影響評価に係る研究の最新動向」

「暴露マージン(MOE)を用いたリスク評価方法」

講演者：欧州食品安全機関(EFSA)科学委員会：ジョセフ・シュラッター委員

「腸管出血性大腸菌を含む食品由来病原菌の評価及び管理」

講演者：国立感染症研究所：渡邊 治雄 所長

◇午後の部「食品健康影響評価の国際的動向」

「食品安全のためのリスク評価のこれまでとこれから

ー食品安全委員会の経験を踏まえてー」

講演者：食品安全委員会：熊谷 進 委員長

「国際的なリスク評価共同体の設立に向けて：ヨーロッパの視点」

講演者：欧州食品安全機関：ペール・バークマン局長

「オーストラリアとニュージーランドの視点」

講演者：豪州・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)：

スティーブ・マッカチョン長官

◆シンポジウム「食品健康影響評価の今後」

パネリスト：

豪州・ニュージーランド食品基準機関：スティーブ・マッカチョン長官

欧州食品安全機関：ペール・バークマン局長

国際獣疫事務局(OIE)アジア太平洋地域代表事務所：釘田博文所長

食品安全委員会：委員 5 名

◆閉会

概要：

午前の部では、EFSA 科学委員会ジョセフ・シュラッター委員より、「暴露マージン(MOE)を用いたリスク評価方法」、国立感染症研究所渡邊治雄所長より、「腸管出血性大腸菌を含む食品由来病原菌の評価及び管理」についてご講演をいただき、それぞれのご講演の後に質疑応答を行った。

午後の部では、国内外の三つのリスク評価機関から、食品健康影響評価の国際的動向に

ついてご講演をいただき、それぞれのご講演の後に質疑応答を行った。次に、シンポジウム「食品健康影響評価の今後」と題し、EFSA、FSANZ、OIE（各1名）、食品安全委員会委員3名をパネリストとして、シンポジウムを行った。

講演概要：

「暴露マージン(MOE)を用いたリスク評価方法」
欧州食品安全機関(EFSA)科学委員会：ジョセフ・シュラッター委員

暴露幅(MOE)の概念、リスク評価のパラダイム(枠組み)、食品安全評価、遺伝毒性や発がん物質などの問題、EFSAやIPCS(国際化学物質安全性計画)等について紹介。

リスク分析はリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションから成り立っている。

リスク評価は、ハザードの特定、用量反応評価を含むハザードの特徴付け、暴露評価、及びリスク判定からなり、成分の分析や人体への影響を様々な視点で評価しなければならない。そのプロセスにおいて、今後食品中の化学物質をどう評価していくのかが問題になっているが、そこにはリスク評価プロセスパラダイムと呼ばれるものがある。評価のパラダイムは科学者によって評価され、管理される。その後、食品の化学的危険等に対応するための対策がとられる。従来の食品安全評価では、どの化学物質にも閾値があると推定し、その閾値を越えなければ危険ではないと考えていた。これは定量的評価であり、安全因子やその不確実係数、安全係数などを考慮することによって1日の摂取量等を計算するという対応がとられる。しかし、摂取量だけで判断することはいつも正しいというわけではなく、動物実験等で調査・分析している。

遺伝毒性発がん物質のリスク評価は無毒性量(NOEL)のような閾値が存在しないと考えられており、そのような物質を意図的に食品に利用することは一般的に容認されない。食品への混入が不可避な遺伝毒性発がん物質について、国際的な科学的共通理解はなく、どのような評価指標を用いるかが課題である。多くの国で、無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき(ALARA: as low as reasonably achievable)としているが、このALARAアプローチには限界がある。

EFSAは、MOE(暴露マージン)の概念を利用することを提案している。MOEは、「動物に癌を発生させる量(参照用量)」を「人の(推定)暴露量」で除した値。基準点としてBMD(benchmark dose)を使用するよう推奨している。MOEは値が小さいほどリスクが高く、BMDL(毒性発現頻度に対する信頼上限曲線における用量の信頼下限値)と摂取量間のMOEが10,000以上の値であれば、健康への懸念が低く、リスク管理の優先度が低い、としている。詳細はIPCSのEHC239(<http://www.inchem.org/documents/ehc/ehc/ehc239.pdf>)に記載されている。MOEの利点は摂取量とリスクの大きさの両方を用いていることであり、将来の必要性を見越した不確実性、確実性を推定し、様々な物質の毒性の強さを比較し、ランク

付けに利用できるため、リスク管理の優先順位決定に使用されている。不利な点は、MOEの値が高いほどリスクが低いことを意味するが、実際のリスクの数値指標にならない。MOEは比率であるため、正確な用量反応データが必要であり、不確実な要素が多い。MOEの解釈はリスク評価とリスク管理の両方にまたがっている。MOEの実例はスライド44に挙げてあるが、その他にも、PCB、臭素系難燃剤など発がん性物質、遺伝毒性がないもの、食品添加物等に適応可能であると考えている。

【質疑応答】

〈参加者〉 遺伝毒性発がん物質について閾値を証明する方法はないというのは事実であり、この遺伝毒性の存在について作用機序を特定するのは難しいが、遺伝毒性をどのように定義するのか。突然変異を引き起こす物質は遺伝毒性を持つというように、より具体的な定義があってもよいと思うのだが。

〈シュラッター博士〉 遺伝毒性についての定義は少し混乱しやすい。なぜなら、アプローチとしては幅が広いからである。突然変異だけでは決定的な原因という証明にはならず、その化学物質が、どのような機序で突然変異を引き起こし、発がん性を示すかを知る必要がある。

〈参加者〉 MOEについて、10,000という数字を一つの区切りとする根拠はどのように考えているのか。

〈シュラッター博士〉 リスク評価値の10,000というのは複数の要素を考慮した数字である。遺伝子の修復率等の個人差により変動する数値を含めると、安全係数として100を掛けるということで10,000ということになる。

〈参加者〉 個体差と、科学的な安全率、それから社会的環境を考慮し、10,000という理解でよいのか。

〈シュラッター博士〉 そのとおり。

「腸管出血性大腸菌を含む食品由来病原菌の評価及び管理」

国立感染症研究所：渡邊 治雄 所長

微生物の観点から見た食品由来疾病についての現状、問題点、リスクアセスメントからマネジメント等について紹介。

日本における、食品由来疾病のサーベイランスデータは「食品衛生法」と「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」の二つの法律に基づき収集されている。日本全国の各病院の医師から、保健所を介し、地方の自治体からの報告として厚生労働省及び国立感染症研究所（感染研）に集まる仕組みになっている。また、地方衛生研究所の検査データが感染研に集積され、地域におけるサーベイランス、疾病コントロール

ールのために利用され、国民に還元されている。

通常は保健所が主体となり、調査、原因の特定、回収、疾病コントロールのための情報提供などを行うが、地方自治体を超えて広範囲にわたる事例、死亡者が出た事例、化学物質が関係する事例、輸入食材が原因として示唆される事例等では、厚生労働省が指揮を執り、各自治体との連携の下に調査が行われる。

食中毒の患者数はこの20年間で明らかに減少している。サルモネラと腸炎ビブリオは、主な原因食材に関する衛生基準を設け、通知を行った結果であると考えられる。腸管出血性大腸菌による食中毒は、2000年以降事例数がほぼ横ばいであったが、2011年生食用食肉（牛肉）の規格基準を設け、2012年、牛のレバーを生食用として販売・提供することを禁止した結果、2012年は2010年と比較し、顕著な低下がみられ、対策の効果が示された。リスク分析、すなわちリスク評価、リスク管理の連携によって、効果が表れた事例である。

腸管出血性大腸菌については、牛の汚染状況（保菌率）の問題もあり、野菜の汚染や、人から人への感染の制御などについてのリスク評価、リスク管理が必要であるとする。

【質疑応答】

〈参加者〉 野菜からの0157の感染について、汚染経路など未解決な部分があるという話があったが、昨年ヨーロッパの種から発生した野菜（スプラウト）から中毒患者を出した原因菌は0-111だったか。

〈渡邊氏〉 0-104である。

〈参加者〉 0-104について一般消費者から見ると、ただ洗って食べただけでは十分ではないというような意味合いも含んでいるのか。

〈渡邊氏〉 野菜汚染については複雑な問題がある。米国等々での調査において、野菜を栽培する肥料に含まれる動物の糞や土壌汚染が原因である可能性、汚染した土壌から菌が植物に取り込まれ、種に入る（0-104の例）ことが考えられるが、種の中から菌が検出されていないため、証明できない。今後どのようにコントロールするか、については、厚生労働省や農林水産省とも連携し、考えていかなければならない。

「食品安全のためのリスク評価のこれまでとこれから

—食品安全委員会の経験を踏まえて—

食品安全委員会：熊谷 進 委員長

食品安全に関するリスク評価の経緯について説明する。国際的には1956年に食品添加物などの化学物質を評価する国際組織としてFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）が設立された。その後1963年にコーデックス、1965年に発がん性を評価する国際がん研究機

関 (IARC)、1967年には農薬のリスク評価をするFAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)が活動を開始した。また1993年にFAO/WHOがHACCPガイドラインを示した。その後1995年にFAO/WHOにより、「リスク分析の食品規格問題への適用」の文書が公表され、1999年に微生物学的評価をする組織として、FAO/WHO合同微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)が組織された。

日本では第二次世界大戦後に食品衛生法が施行され、その中で食品衛生調査会の設置が規定された。それに基づいて、現在の食品安全のリスク評価を行ってきた。この中には分科会や調査会が組織され、リスク管理と併せて評価を担当してきた。2003年に食品安全基本法が制定され、「国民の健康の保護が最も重要である」として、リスク分析の考え方を食品安全行政の中に取り入れるため、食品安全委員会が設立された。リスク分析は、リスク評価とリスク管理、リスクコミュニケーションの三つの要素から成り立っている。リスク評価は食品安全委員会が科学的な健康影響評価を行い、リスク管理はリスク評価結果を踏まえて厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関が担当し、食品安全行政を進めている。

食品安全委員会の任務は第一がリスク評価であり、その他に緊急時対応、リスクコミュニケーションがある。リスクコミュニケーションは、ウェブサイトを通じたリスク評価に関する科学情報・知識の普及、共通の理解を促進するためのマスメディアとの意見・情報交換を定期的に行うこと、消費者や学生に対する科学的知識の普及、食品安全の教育のための教科書の作成と普及、食品安全問題に関して指導的立場にある人々との意見・情報交換に取り組んでおり、科学的情報を説明者が伝える技術の向上等にも力を注ぐ必要があると考えている。

今後、気候の温暖化等に伴い、リスク評価の対象が増加すると考えられるが、それを支える研究の推進、データや経験の共有を図るため、EFSA、FSANZを始めとする他の国々のリスク評価機関、研究機関、大学、FAO/WHO等の組織と食品安全委員会との間に国際的なネットワークを築いて行きたい。

【質疑応答】

〈参加者〉 リスクアナリシスのところで、このハザード同定というところが抜けていた。

食品安全委員会ではハザード同定についてどう考えているのか。

〈熊谷委員長〉 ハザードは、基本的にはリスク管理機関が指定しており、その過程で食品安全委員会とも情報交換を行っている。

〈参加者〉 日本は、IARCでの評価結果は受け入れているか。

〈熊谷委員長〉 活用している。JECFAの評価結果、農薬についてはJMPRの評価結果も考慮している。これら情報や評価書の中で使われた科学的背景も考慮して評価を進め

ている。

〈参加者〉 世界的に見て、日本は農薬、化学品、薬品、非常にたくさんの優秀な薬品等が作られており、有能な科学者が多い。ところがこの企業の有能な科学者が食品安全委員会の委員に入っていない。その点はどう考えるか。

〈熊谷委員長〉 民間の研究者を委員にすることについては、食品安全委員会が中立公正な立場で評価を行うことが必要であるため難しい。

「国際的なリスク評価共同体の設立に向けて：ヨーロッパの視点」

欧州食品安全機関：ペール・バーグマン局長

欧州食品安全機関（EFSA）と食品安全委員会は同じ頃に設立され、食品に関する施策のためのリスク評価を行い、情報を発信し、緊急事態の解決へ貢献する等いくつも共通点がある。90年代終わりから2000年初頭にかけての欧州の食品危機、特に牛海綿状脳症（BSE）やダイオキシン問題が起った。2002年に食品安全の流れを変える法律や機構の変革がおこり、EFSAは消費者保護を目的とした新しいリスク評価機関として設立され、リスク評価とリスク管理を分離するという新しい食品安全の枠組みが導入された。EFSAには動植物衛生、生物学的ハザード、化学物質汚染等10分野にわたり、専門家が属している。欧州連合（EU）加盟国の当局、その他関係者と効率的に連携し、EUの加盟国により価値を高め、リスク評価に関するコミュニティをこれからも広げていきたいと考えている。

BSEについては、科学的知見を基に関係機関が協力した結果、件数が激減しており、2010年のアンケート調査では、クロイツフェルト・ヤコブ病に対する国民の懸念は僅か2%であり、信頼が回復していることが確認されている。

ヨーロッパの多くの人々は残留化学物質のリスクを懸念しており、これらの評価については、ここ何年もの間、リスク管理機関の課題の一つとして取り組んでいる。例えば、遺伝毒性の懸念のため赤色2号の食品着色料使用を禁止した。多種多様の物質を対象として、公衆衛生のみならず、環境へのリスクも評価対象としている。食生活と健康の関係をきちんと理解し、死亡率の高い慢性疾患等を予防するため、食品の消費に関するデータを用いて、食品表示の信用性を高めるための評価に取り組んでいく。今後も更に多くの課題に取り組んでいかねばならない。EFSAの業務は、環境の変化により発展してきた。さらに、評価の正確性を求める声も高まってきており、報告書も統一化されたものが増えてきている。精度の高いデータの収集・分析、新興リスクに関しての情報網提供、そして方法論の統一等、数年先を見据えた戦略を作ることが重要である。リスク評価トレーニングによる専門家の能力の向上も目標としている。

EFSAは高い透明性を基本としているが、外部評価の指摘を受け、更なる向上を目指し、

関係機関やNPO等とも協議を行い、様々な取組を進めている。世界がネットワーク化しており、我々が直面する課題は、グローバルな協力が必要である。EFSAは日本、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ等の国々との協力体制の下、EU以外の知識、知見も利用し、リスク評価に取り組んでいくこととしている。

【質疑応答】

〈参加者〉 ヨーロッパの機能性に関する強調表示の認可にあたっての、安全性の評価の基準について教えていただきたい。医薬品における日米欧の日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）を含めたリスク評価、安全性の確保に関して、どのような共同作業が行われているのか。

〈バーグマン局長〉 EUでは2006年に施行された規制により、ヘルスクレーム（健康強調表示）に関するすべての科学的立証責任は企業にある。アメリカについては存じ上げない。

〈参加者〉 グローバルな多国籍企業による食の支配を、食の安全の観点から不安に思っている消費者も多いが、どのように考えているか。

〈バーグマン局長〉 EFSAはそれについて意見は持っていないし、述べる立場でもない。グローバル化された社会においても、EFSAは食品、商品についての安全性を科学的知見に基づき、評価を行っていく。

〈参加者〉 ミツバチへの農薬（フィプロニル）の影響ということが出ていたが、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン等はヨーロッパではあまり問題になっていないようであるが、評価はどのようにされたのか。

〈バーグマン局長〉 ネオニコチノイドに関しては、科学的知見が集積されており、蜂がいろいろなかたちで影響されるといわれている。ECから要請をうけ、EFSAでネオニコチノイドなどについての評価を行ったが、データに様々な相違点があり、立証することができず、部分的な助言しかできなかった。ECからは、2年の猶予期間を設けての、研究の継続を依頼された。

「オーストラリアとニュージーランドの視点」

豪州・ニュージーランド食品基準機関：スティーブ・マッカチョン長官

豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）は、日本の食品安全委員会と何年にもわたって関係を築いてきた。この10年目の記念の年と一緒に祝えることはとても嬉しく思っている。

近年、三つの重要な変化が世界で起きている。フードサプライチェーンがより長くなったこと、人口の増加、情報共有の加速化の三点である。食品の供給経路が長くなるとトレーサビリティや、リスク管理が必要になる。人口増加により食料確保の重圧が増大している。情報伝達の加速化により、警告を瞬時に受け取る利点もあるが、食品安全に関する誤情報の伝達の可能性も増大している。

オーストラリア・ニュージーランドは、食品協定により、科学的な情報共有、専門知識をシェアし、二国間の貿易障壁を排し、食品の基準を共有し、食品の管理を二国で対応している。また、国際基準にも積極的に参加している。

これからの10年で、政治的、社会的、経済的圧力、訴訟問題等についても取り組まなければならない。また、社会変化、環境変化、高度化する食品業界に対応し、今後予期せぬ新しい問題が発生した際に、取り組めるような枠組みを現在作成しているところである。

【質疑応答】

〈参加者〉 パッケージングケミカルズの評価に関し、食品の容器包装についての規格が定められているのか。オーストラリアやニュージーランドで独自の法規制、規格はあるか。

〈マッカチョン長官〉 オーストラリアではパッケージングケミカルに関しては特定の規格はなく、EU・アメリカの基準を参照している。しかし、この2年間、オーストラリアのパッケージング業界と連携し、オーストラリア、ニュージーランドの容器包装基準について検討している。

〈参加者〉 食品基準コードについて、業界と連携しているようだが、消費者から問題視されないのか。

〈マッカチョン長官〉 オーストラリア、ニュージーランドでは国と各種協会との連携は1990年初頭の経済改革が行われて以来の歴史がある。食品安全の管理、法整備に係る連携について特に問題視されていない。FSANZは業界の意見をそのまま受け入れているわけではなく、また逆に業界側から科学的根拠を求められることもある。リスク評価が科学的知見に基づいていれば、業界と消費者の間に意識の乖離は認められず、我々はこのアプローチは良いものだと考えている。

〈参加者〉 オーストラリアに放射線照射食品について基準などはあるか。

〈マツカチョン長官〉 放射線照射食品にはかならず表示が義務付けられている。ハーブ、スパイスなど6品目に放射線照射が認められている。リストの見直しが行われ、2か月前にトマトと唐辛子に対する照射が認められた。

シンポジウム「食品健康影響評価の今後」

パネリスト

スティーブ・マッカチョン長官（豪州・ニュージーランド食品基準機関：FSANZ）

ペール・バーグマン局長（欧州食品安全機関：EFSA）

釘田博文所長（国際獣疫事務局（OIE）アジア太平洋地域代表事務所）

熊谷進委員長（食品安全委員会）

三森国敏委員長代理（食品安全委員会）

村田容常委員（食品安全委員会）

共同司会

佐藤洋委員長代理（食品安全委員会）

山添康委員長代理（食品安全委員会）

〈佐藤委員長代理〉 食品健康影響評価の今後をテーマにシンポジウムを開催する。食品健康影響評価の動向としてはより科学的な評価、そのためのデータ取得、調査、研究が必要であり、更に、新たな知見が出てくれば再評価が必要である。環境の変化を含めていろいろのことが起き、新興ハザードに対する対応が必要になってくる。リスク評価やリスクコミュニケーションの担い手の確保、育成等、リスク評価機関の役割の重要性がますます増えていることに関してどのように考えるか。

〈山添委員長代理〉 本日話題に挙げた問題点について議論していきたい。またフロアから企業の方をリスク評価に加えるというアイデアをいただいたが、世界の中でどのように行われているのか、ということも重要な問題である。EFSAの実状はどうか。

〈バーグマン局長〉 この問題に関してはバランスを取ることが必要である。企業の人材を評価に関与させるということではなく、企業の役割、支援を受ける方法についてのバランスが重要である。具体的には事業者、規制当局、更に消費者の信頼が必要である。少なくともEUの中では信頼の問題というのは公正に扱われており、規制している企業や規制している食品について、消費者は、EFSAと業界は平行した団体であると見られている。信頼される関係を築けばお互いに恩恵があるということである。専門家を企業から招き、製品について質問に回答してもらっており、彼らは立派な科学者であると考えている。ただし、評価に直接加わることは、規制当局、企業、消費者との関係を考慮すれば適切ではないと考えている。

〈山添委員長代理〉 実際にはEFSAでは審査委員会のメンバーに、企業の方が入るということはないという答えだと思う。食品安全委員会においては、企業の人も消費者も企画等専門調査会の委員として、食品安全委員会の在り方等について議論を行っ

ていただいている。ただし、その他の専門調査会では、企業が提出しているデータには公開できないものも含まれているということもあり、現在のところは、我々は企業の方を加えた審議は行っていないのが現状である。

次に、リスクの評価とリスクの管理の在り方についてお聞きしたい。リスク評価機関の独立性という観点から特に配慮されていることはあるか。

〈バーグマン局長〉 重要な課題としては、動物衛生と動物愛護、バイオハザード、汚染物質等に対して法的な基準が存在していないことが挙げられる。我々はECから諮問を受け、ワーキンググループを作って調査を始めるが、それと同時にECがなぜこの諮問をするのかを理解することも大切である。問題に対して、何故、どの程度の回答が必要なのか、いつまでに結論を出さなければ手遅れになるのか等。我々は加盟国、ECのメンバーと議論をしているが、質問の背景についての議論も行っているのである。

〈山添委員長代理〉 確かに費用効率の良い評価というものと、評価をしたものが実際にどのように役立つのかということは、評価をする側の人間にとっては大きな関心事であり、それらに注意を払うのは非常に重要なことだと考える。FSANZは、リスクの管理とリスクの評価を同時に行っているが、一般の方に対して説明をする際、それぞれその評価結果について、サイエンスベースの評価とその管理について注意している点はあるか。

〈マッカチョン長官〉 リスク評価というのは科学に基づいたプロセスである。このプロセスの結果、サイエンスベースの意見をリスク管理側が使用する。FSANZではリスク評価だけではなく、規格基準も作成しており、その際は企業のメリット、消費者のメリット、規制のメリット等総合的な費用対効果、費用分析も行っている。企業にコストを転嫁し、消費者の食品由来疾病、慢性疾患を減らすこともできると思うが、そのデータを得るのは困難であるため、規制として介入するのは難しいが、ここ数年この問題に取り組んでいる。リスク評価は科学的な意見であるが、リスク管理では費用対効果、経済性も考えなければならない。

〈山添委員長代理〉 リスク評価にかかわった人間が、管理についても直接かかわっているのか。

〈マッカチョン長官〉 違う。私たちの組織はリスク評価の部門、組織では一番大きな部門になっているが、ここはリスクアセスメントだけを行っている。リスク管理とリスク評価は部署が厳格に分かれている。

〈山添委員長代理〉 次に、OIE は科学委員会において特定の疾患に関する各国のステータス評価などを行っているが、OIE から見てリスク評価機関と管理機関、それぞれの機能の関係について、どのようにお考えか。

〈釘田所長〉 OIE は、1924 年に設立され、世界の 178 カ国が加盟している国際機関、政府間機関である。OIE は、動物の健康衛生問題を取り扱っており、直接食品、動物性製品、畜産物等のリスク評価、安全性の評価は行っていない。動物の疾病の蔓延を防止し、動物あるいは畜産物が安全に貿易されるための、国際基準を提供することが最も大事な仕事であり、この国際基準に基づき、各加盟国がそれぞれ国内でリスク評価、リスク管理をすることができるように、手助けをしている。OIE の定める国際基準は、動物の疾病について国境措置、輸出入検疫措置、国内で病気の発生を防ぐための国内対策について定めたコード、規約、診断方法、試薬、ワクチン等の品質管理について定めた 4 つのマニュアルがあり、これらに基づいて、加盟国がリスク評価とリスク管理を行っている。国際基準は、世界中の研究機関、大学、専門家からなる専門家グループの間で最新の科学的知見に基づいた検討が行われ、新たなコードやコード改正についての議論が行われ、その草案ドラフトが作成される。透明性のある、かつ民主的な決定方式を取っているということをまず申し上げたい。

〈三森委員長代理〉 リスク評価は基本的にはリスク管理機関が安全性評価するための資料を全て準備した上で、食品安全委員会で評価する。データが足りない場合は、その都度リスク管理機関に依頼し、そのデータを受け取らない限り評価ができない。既に特許が切れた古い薬剤についての評価をする際問題がある場合がある。その都度我々食品安全委員会が一番新しい情報を文献収集するなり対応しているが、科学的判断が非常に難しい場合がある。

〈山添委員長代理〉 リスクの管理機関も評価機関もデータを出すか、やはりどちらも一生懸命データを探しながらやらざるを得ない。その場合、国際的なリスクの評価の結果の共有ということも非常に大きな問題かと思う。

〈佐藤委員長代理〉 OIE ではいろいろなところとコンタクトを持って情報を収集しておられると思うが、基本的な情報共有という点から連携の在り方についてどう思うか。

〈釘田所長〉 OIE の一番大事な仕事は、国際基準すなわち、各国が準拠すべき国際基準を作ることである。OIE では現在 37 カ国に 241 のリファレンスラボラトリー（提携研

研究所)があり、動物の疾病ごとに、専門家あるいは研究機関を指定しているコラボレーティングセンター(協力拠点)が、世界24カ国に43カ所ある。日本にもBSEを含め、13のリファレンスラボがある。また、OIEは議論して決めるという過程がよく見える仕組みとなっている。検討結果もOIEのウェブサイト上に公開され、それに対して各国から意見を出す機会が設けられている。つまり世界全体で最新の科学的な知見を集める仕組みがありWHO、FAO、OIEの三つの国際機関が非常に密接に連携を取りながら取り組んでいる。

〈佐藤委員長代理〉 OIEではリファレンスラボやコラボレーティングセンターといったような組織を作ることによって情報の共有が図られ、いろいろな意見の交換、透明性、情報共有が可能になっている。食品安全委員会においては、EFSA、FSANZと協定を結んでおり、情報交換のための定期会合を行っている。EFSA、FSANZではそれぞれどのように科学的知見の収集、共有体制を作られているのか、どういう努力をされているのか、具体的に教えていただきたい。

〈マッカチョン長官〉 情報をいろいろなところから集めるようにしている。大学や業界、またはその他の規制機関、各国の政府などであり、もちろんWHOなどの世界的な機関を含める。そこには情報の信頼性というような問題もある。オーストラリア、ニュージーランドの最近の動向として、情報は、パブリックドメインにするべきだという意見もある。

〈佐藤委員長代理〉 EFSAは加盟国との情報共有も大変だと思うがいかがか。

〈バーグマン局長〉 私たちは機密性のあるものは守っていかなくてはならない。情報を管理し、その情報を提供した者と合意をしなくてはならない。28の加盟国との関係であるため各国からの情報を尊重し活用する事を心掛けている。

〈村田委員〉 食品安全に関しては、まず情報共有が大切だと思う。食品添加物、残留農薬の特性はかなり共有できていると思う。ただ、暴露評価は、各国の食文化や食べ方によっても違うため慎重な対応が必要とされる。

〈佐藤委員長代理〉 三つの機関とも歴史は10年程度であり、その間に色々な成果を上げてきた。リスク評価、リスク管理を含めて、さまざまな課題があるということもわかってきた。このシンポジウムを機会に、FSANZ、EFSA、食品安全委員会の三つの機関の協調をますます進めていくと共に、本日挙げられた課題を一つ一つ解決していくよう協力を行っていきたい。